

第3回 共同実施事業管理委員会 次第

平成29年12月22日(金) 持ち回り

1 議事

- (1)パラリンピック経費の基本的な考え方及び公費負担スキームについて
- (2)東京都が負担する経費の基本的な考え方及び経費の確認等について

第3回 共同実施事業管理委員会 名簿

	役職	氏名
◎	東京都副知事	猪熊 純子
	東京都財務局長	武市 敬
	東京都オリンピック・パラリンピック準備局長	潮田 勉
	東京都政策企画局次長	岩瀬 和春
	東京都オリンピック・パラリンピック準備局次長 (オリンピック・パラリンピック準備局理事(大会準備調整担当)兼務)	小山 哲司
	内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局総括調整統括官	芦立 訓
	内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官	多田 健一郎
	内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官	源新 英明
	スポーツ庁次長	今里 譲
○	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長	山本 隆
	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長	布村 幸彦
	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会総務局長	手島 浩二
	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会企画財務局長	中村 英正

◎:委員長 ○:副委員長

パラリンピック経費の基本的な考え方について

平成 29 年 5 月 31 日の合意において、「当該パラリンピック経費の対象範囲については、今後、整理・精査を行う」とされたことを踏まえ、公費負担の対象となるパラリンピック経費の範囲については、以下の基本的な考え方に基づき、平成 29 年度以降に執行された経費について、毎年度、整理・精査し、共同実施事業管理委員会で確認することとする。

- ① 経費の内容がパラリンピック競技・選手に深く関わるものであること
- ② オリンピックとパラリンピックの双方の競技・選手に関わる経費については、経費の内容等を踏まえ適切に按分されたものであること
- ③ 経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること

パラリンピック経費の公費負担スキームについて

- ① 公費負担の対象となるパラリンピック経費については、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、組織委員会、東京都及び国がそれぞれ 2 : 1 : 1 の割合で負担する。
- ② 具体的には、東京都及び国は、東京都に設置されている東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金にそれぞれ区分経理して所要額を積み立て、毎年度、組織委員会からの交付申請に基づき、パラリンピック経費の執行額の二分の一（東京都と国がそれぞれ四分の一ずつ負担）を当該基金から組織委員会の共同実施事業特別勘定に支出する。
- ③ 上記の組織委員会からの交付申請に際しては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」（平成 29 年 12 月 22 日 共同実施事業管理委員会）に基づき、当該年度に執行された経費を整理・精査し、共同実施事業管理委員会において、公費負担の対象となるパラリンピック経費を確認する。
- ④ なお、共同実施事業管理委員会による公費負担の対象となるパラリンピック経費の確認は、原則、年度末に行う。

第1回 共同実施事業管理委員会 パラリンピック作業部会 議事要旨

日時：平成29年12月21日（木）16:00～16:30
会場：東京都庁第一本庁舎33階南側A-2会議室

1 開会

2 議事

- パラリンピック経費の基本的な考え方及び公費負担スキームについて・「パラリンピック経費の基本的な考え方について」（案）及び「パラリンピック経費の公費負担スキームについて」（案）について説明、共同実施事業管理委員会に確認を求めるることを了解。
 - ・なお、コスト管理・執行統制等の観点から、必要に応じ、執行前に調整することを確認。

3 意見交換

- 国側出席者より、パラリンピック経費の国負担分について、東京都の基金に積み立てるため、現在編成中の平成29年度補正予算において、所要額を計上する予定である旨の発言があった。
- 東京都側出席者より、東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金については、平成29年5月の合意を踏まえ、パラリンピック経費を含め、オリンピック・パラリンピック開催に関連する経費に充当できるよう、来年の都議会で条例改正をする予定であるとともに、国の対応を踏まえ、必要な平成29年度補正予算の編成を行う予定である旨の発言があった。
- 組織委員会側出席者より、組織委員会においては、今後ともパラリンピック経費を含め大会開催経費の効率化に努めるとともに、平成29年度分のパラリンピック経費の交付申請に向けて作業を進めたい旨の発言があった。

4 閉会

東京都が負担する経費の基本的な考え方について

平成 29 年 5 月 31 日の合意において、東京都が負担することとなった経費のうち東京都内で実施するものについては、以下の基本的な考え方に基づき、毎年度、計画、予算及び執行の各段階において、共同実施事業管理委員会で確認することとする。

- ① 経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること
- ② 事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること
- ③ 経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること
- ④ その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること

参考 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の役割（経費）分担に関する基本的な方向について」より抜粋

1 東京都

- 大会の開催都市としての責任を果たす。

- ・ 大会経費のうち、会場関係については、都及び都外自治体所有施設における仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラ並びに賃借料等に係る経費を負担する。
- ・ 大会経費のうち、大会関係については、大会時の都市活動や都民生活に与える影響を最小化するよう、都内会場周辺に関わる輸送及びセキュリティ対策に係る経費を負担する。

東京都が負担する経費の確認等について

- ① 東京都が負担する経費のうち東京都内で実施するものについては、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、執行後の段階において最終的に共同実施事業管理委員会で確認したものとする。
- ② 経費の確認に当たっては、計画（V 2、V 3、V 4）の段階においては全体の概要を、年度ごとの予算においては当該年度の内容を、執行の段階においてはその前後で案件ごとの内容をそれぞれ対象として行う。
- ③ 経費の具体的な負担方法については、東京都と組織委員会との間で定める協定によることとする。

第1回 共同実施事業管理委員会 東京都作業部会 議事要旨

日時：平成29年12月21日（木）16:30～17:30
会場：東京都庁第一本庁舎33階南側A-2会議室

1 開会

2 議事

- 東京都が負担する経費の基本的な考え方及び経費の確認等について
 - ・「東京都が負担する経費の基本的な考え方について（案）」及び「東京都が負担する経費の確認等について（案）」について説明、共同実施事業管理委員会に確認を求めるることを了解。
- V2予算における東京都内の共同実施事業について及び平成29年度、平成30年度に計画される共同実施事業について
 - ・「V2予算（大会経費）における東京都内の共同実施事業について」等について説明、確認。

3 意見交換

- ・まずは、担当間における日常のやりとりの中でチェックを行いつつ、節目節目で、又は必要に応じて部会において情報を共有し、調整、確認をすることとした。

4 閉会